

平成25年度 北陸地方整備局コンプライアンス推進計画

＜平成 25 年 3 月 28 日 北陸地方整備局コンプライアンス推進本部決定＞

1. 職員の取り組み

(1) 人事評価における目標設定

幹部職員（本局においては課長・室長以上の管理職、事務所においては副所長以上）は、今年度の人事評価（業績評価）において、自らがコンプライアンスを遵守する旨及び所属職員に対してコンプライアンスの徹底について指導する旨を目標として掲げることとする。

(2) 事務所長等のコンプライアンス推進本部への参画

「コンプライアンス推進責任者」である事務所長及び管理所長は、コンプライアンス推進本部会議に出席し、各事務所及び管理所における取り組み状況について報告することとする。

(3) 国家公務員倫理に関する自己点検の推進

日頃から職員自らが国家公務員倫理法・倫理規程の理解度を確認できるよう、イントラネットに掲載している「倫理セルフチェックシート」の利用促進を図る。

(4) コンプライアンス・ミーティングの実施

各職場（課・室・出張所等）において、職員相互間で綱紀保持について再確認を行ったり、過去の不正事案の問題点や再発防止対策等について意見交換を行う「コンプライアンス・ミーティング」を実施する（原則として年2回）。

(5) 発注者綱紀保持に関する自己点検の推進

職員が、発注業務の各段階において注意すべき事柄について何時でも自己点検できるよう、イントラネットに「発注者綱紀保持規程自己点検シート」を掲載し、その活用について周知徹底する。

(6) 携帯カードの常時携帯の徹底

職員のコンプライアンスに関する意識の保持に資するために作成した携帯カード「コンプライアンスの徹底のために」を全職員に対し配布し、その常時携帯を徹底する。

2. 研修の充実等

(1) 職員研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

整備局主催の研修のカリキュラムに、コンプライアンス(国家公務員倫理・発注者綱紀保持)に関する講義を可能な限り採り入れる。

その際、外部講師の招聘やグループ討議の導入等より効果的な講義方法を工夫するとともに、具体的事例として過去の不正事案を採り上げるなど研修資料の充実を図る。

(2) 自習研修教材の利用促進

人事院作成の自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」等をイントラネットに掲載し、その利用を促進する。

(3) 「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底

発注事務に関する綱紀の保持を図るために制定している「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について、各種会議等において更なる周知徹底を図る。

(4) 出前講座の実施

本局担当者が事務所及び管理所に出向き、(1)の講義を受講していない者を主な対象者として、国家公務員倫理や発注者綱紀保持に関する講義を実施する。

(5) コンプライアンス指導員を通じた意識向上

発注者綱紀保持担当者である各事務所の副所長(事務)等を「コンプライアンス指導員」として位置付け、職場における勉強会等のリーダーとして活動を行うこととする。なお、コンプライアンス指導員は、講習への参加等を通じて「コンプライアンス指導員」としての資質の向上に努めるものとする。

(6) コンプライアンス講習会の開催

職員に対してより専門的な知識を付与し、職員の遵法意識を高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を開催する。

3. 事業者等との応接ルールの徹底等

(1) 事業者に対する応接ルール等の周知

業界団体を通じて事業者に対し、国家公務員倫理や発注者綱紀保持について周知を行い、応接ルール等に対する事業者の理解と協力を求める。

(2) 応接場所等の可視化

事業者等との応接については、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により行うことを職員に周知徹底する。

事務所においては、会議室・個室が応接場所として相応しいか否か調査を行い、その結果を踏まえ、よりオープンな応接方法を検討し、可能なものから実施に移す。

なお、副所長室については、原則として執務時間中は扉を開放するなど、可視化を図る。

(3) 外部からの不当な働きかけへの適切な対応の徹底

職員は、事業者等又は北陸地方整備局以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけと思われる行為を受けたときには、

- ①その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録・公表される旨を伝えるべきであること
- ②速やかに所属長等(本局にあつては課長又は室長、事務所にあつては担当副所長又は課長、管理所にあつては管理所長)を経由し、所属部長等(本局にあつては部長、事務所にあつては事務所長、管理所にあつては管理所長)に報告するとともに、その後の対応について指示を受けるべきであること

について改めて周知徹底する。

4. 相談・報告窓口の整備

職員が、発注者綱紀保持規程のほか法令や国家公務員倫理規程等に抵触すると思われる事実を確認した場合、発注者綱紀保持担当者(本局においては適正業務指導官、事務所においては副所長(事務)、副所長の置かれていない事務所においては総務課長、管理所においては管理所長)に相談・報告することとしているが、改めてその周知を図る。

また、不正の早期発見と未然防止に資するよう、新たにイントラネット上に職員からの相談・報告窓口を設置する。その際、匿名による相談・報告を可能とする。

5. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 入札・契約手続きの見直し

予定価格の作成を入札書の提出後とするとともに、入札書と技術提案書の提出を同時とする。また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る。

(2) 情報管理の徹底

① 予定価格に関する情報の管理

積算業務に従事する担当者レベルの職員が、予定価格を類推させる情報を知ることができないよう、当該職員の業務は、工事に必要な資材等の数量や現場条件等を積算システムに入力し、直接工事費、共通仮設費積み上げ分まで算出する業務に限定する。

予定価格の算出は、管理職しか出来ないようパスワード管理を行い、管理職は自ら一般管理費等の積算を行って、請負工事費計算書の案を作成する取扱いの徹底を行う。

② 総合評価における評価情報の管理

競争参加資格確認申請書等の資料受領後、「施工計画」又は「技術提案」の企業名のマスキングを徹底し、参加企業を知っている者を限定するとともに、公正な審査・評価の徹底を行う。

③ 各種委員会に関する情報の管理

VE審査委員会、技術審査会、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することの徹底を行う。

(3) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大する。

(4) 誓約書の提出者に対する措置の強化

「談合情報対応マニュアル(平成22年9月30日改正)」では、落札者決定前に談合情報を把握した場合には事情聴取等の調査を実施することとなっており、その結果、談合の事実があったとは認められないときには、辞退者を含む入札参加者全員から談合を行っていないとの誓約書を提出させることとなっている。

誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表する。

6. 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

北陸地方整備局長を本部長とする「北陸地方整備局コンプライアンス推進本部」は、本計画に基づく取り組みについてモニタリングを行うとともに、その結果をホームページで公表し、取り組みの透明性の確保を図る。

(2) 応札状況の情報公開の強化

事務所ごとに、年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど情報公開を強化し透明性の向上を図る。具体的には、

- ①一般土木工事又は港湾土木工事の落札率(月平均・年平均)
- ②一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合について公表する。

7. 内部監査の強化・充実

(1) 一般監査を通じた取り組み

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係書類等の管理などを重点項目に位置付け、監査強化を図る。

(2) コンプライアンスに係る監査の実施体制の強化

コンプライアンスに係る監査に関しては、全事務所を対象に、特別監査を実施することとし、その際、監査官の補助者を増員する。